

教育方法史覚書(Ⅱ)

碓井岑夫

A Note on the History of Teaching Method (II)

Mineo Usui

I. 研究課題について

拙論「教育方法史覚書——戦後初期の基本文書を中心に——」(『鹿児島大学教育学部研究紀要(人文・社会編)』第28巻, 1977. 3)において、戦後の新教育理論に大きな影響を与えた諸文書の教育方法観について若干の整理を試みた。それらの諸文書は戦後日本の教育改革の全体にわたって提言したものであるので、それだけから教育方法観を析出することは十分ではない。むしろ、『新教育指針』、戦後初めて出版された昭和22年版『学習指導要領一般篇(試案)』および各教科編、とりわけ社会科編を中心に検討することが必要である。それらは学校現場にはいり、各教師が手にした文書であるのでその教育実践に及ぼした影響は大きいと考えられる。

敗戦は政治・経済・文化の混乱をもたらしただけでなく、社会における価値観の転換を迫ったがゆえにその混乱は大きかったのである。戦前の教科書の主要な部分を占めていた超国家主義的・軍国主義的な教材は占領軍総司令部(GHQ)の指令によって教授が中止され、画一主義的な教育方法も子どもの個性尊重、教師の自主性を重視する立場から批判を受けた。しかし、それに代わるべき教育内容や方法理論があったわけではない。文部省内外の自主的な教育課程改革の動きと公民教育を中心とした教育内容編成の試みについては拙論で紹介したが、それらは中央の動きであって、各地方においては「禁止的措置」による混乱の方が多かったようである。ある証言者は、「戦前の教育会を中心とした教育界のあり方には割り切れぬ感じをもっていた。敗戦によって今までの価値観が否定されたことだけは解ったが、それに代る価値観をどのように形成するかで大いに悩み迷った。」¹⁾と述べている。おそらく意識的な教師の多くがそうであっただろう。

1945年9月、学校は再開されたが焼土と社会的混乱のなかで正常な学校教育が始まるべくもなかった。次々と学校へ戻ってきた子どもも教師もそのほとんどが一日を生き抜くことで精一杯で、今後の教育のあり方を考えるほどの物質的・精神的ゆとりもなかったのであろう²⁾。しかし、戦前の教育研究・運動の経験者たちが、その遺産に学びながら、徐々に自覚的な歩みを始めた。戦後の教育改革は、ただたんにGHQ(占領軍最高司令部)やCIE(民間情報教育局)の指令にもとずいて実施されたのではなく、それを受けとめ積極的に具体化してゆく動きが国内にもあったのである。戦前の運動の経験者らの果たした先駆的役割は大きい。拙論で取り上げた石橋勝治らの社会科創設以

前の児童自治活動などはその一例であろう。しかし、多くの教師にとっては戦後の新教育の理念や方法といってもその実際を正確に理解することははなはだ困難な状態であり、むしろこのことが一般的であった。マス・コミが未発達で、とくに鹿児島県のように東京からの遠隔地とあっては、新教育理論や実践が紹介され、一般の教師がそれに触れるためには多くの時間を要した。戦後初期には、「鹿児島において占領軍政が正しく軌道に乗ったのは、1946（昭和21）年からであった。……その間、民間教育課にブレイク、ヴォート、キング女史など数名の人々がいたが、最も大きな影響を与えたのは、1947年8月から1949年5月までいたヴォートであった。これらの人たちの任務は、連合軍司令部の指令や覚書の実行状況の監視ならびに勧告助言であったが、鹿児島県教育の建てなおしに努力し、学制改革の推進や、教育委員会の設置等に果たした役割は大きい³⁾」といわれるように軍政部の教育担当課が新しい教育改革の理念や制度をとりいれるひとつの窓口であった。そのほか、新教育講習会への参加者などがその紹介につとめたが、『新教育指針』、昭和22年版『学習指導要領一般編（試案）』、さらに各教科編と出版されるに及んで、新教育のおおよその姿が見えはじめてきたにすぎない。これらが県下の各地域でひとつの実践として展開されるためにはさらに数年間の年月を要した。この間、新教育理論に支えられた実践がおこなわれるのに大きな役割を果たしたのが IFEL (Institute For Educational Leadership=教育指導者講習) 参加者であった。彼らは県下各地の講習会、研究会で新教育の理論、実践の紹介と指導につとめ、県内教育研究サークルの組織化をすすめる中心的なメンバーとなった。

筆者は、鹿児島県における新教育理論と実践の受容、展開過程を明らかにしたいと考えているが、小論ではその準備作業ともいうべき当事者の聴取りや資料の発掘の中間報告を試みる。とくに、IFEL 参加者の指導が県下の実践に与えた影響が大きいので、そこに焦点をあてる。いまだ覚書の域を出ないので、貴重な資料の紹介という意味を含めて、文末に公共図書館に所蔵されていない部分の総目次（一部）を付した⁴⁾。

II. 戦後教育改革と現職教育

戦後の新しい教育理念や内容・方法を具体化するためには現職教員の再教育は大きな課題であった。教育にかかわる価値観や方法が大きく転換をしたとしても、それを学校教育の実践を通じて現実化していくのは現場の教師にほかならない。たとえ彼らがかつての軍国主義教育体制下で教え子を戦場に送り出す役割を果たしていたとしても、教師として再び子どもの前に立っている以上、彼らが新しい教育のあり方をわが物にしないかぎり、戦後教育の新しい出発はなかったのである。その意味で歴史は連続的であり、比喩的にいえば、舞台は回っても登場人物は変わっていないのである。

文部省は、ポツダム宣言受諾1カ月後の1945年9月15日、「新日本建設ノ教育方針」を公表して、今後のわが国の教育のあり方及び当面の措置について方針を示した。その方針が「国体護持」を基本にしていたために、その後 GHQ 指令によってその方針が否定されたことはよく知られている。

新教育方針中央講習会が1945年10月15日、16日の2日間にわたって東京女子高等師範学校を会場

として開催された。会は文部大臣の訓示と文部次官のあいさつで始まっている。訓示の基本的な考え方は9月15日付で公表された「新日本建設ノ教育方針」と同一であるが、従来の画一主義の教育を反省して「人を一様の型にはめる極度の画一主義は往々にして人の思考力推理力を奪ひ、その結果軍国主義発生の温床となり易いものであります。故に今後の教育方針と致しましては出来るだけ画一主義を改め一定の教育方針の範囲内に於て、各教育機関及び教師は、それぞれ自発的に工夫創意を施す余地を持ち得る様に致し、それぞれが特長を発揮しつつ国家の定めた究極の教育方針に合致せしめるやうな伸々した空気を作りたいと思ひます⁵⁾」と述べている。また、文部次官も「個性の完成を目指す教育に於ては、人の自発的なる努力、人の創意と工夫とが、鋭敏活潑になされる如く指向けることが肝要である。それは先ず第一に教育者自身に於て創意と工夫が実践せられなければならぬ。文部省も従来の如き微に入り細を窄った教育上の諸規則や通牒や指図を大巾に整理して教育者に教育上の創意と工夫とを為し得る余地を十分に残すことに一大英断を加へなくてはなるまい。」⁶⁾とあいさつして、教師の自主的、創造的な活動に期待したのである。これらの方針は「終戦後の新事態に即応して文部省の自主的に決定したもの」と大村文部次官はあいさつしているが、「文部省の新教育方針およびその施策は、連合総司令部との連絡と指導の下に立案され実施されたものであった⁷⁾」と見るべきであろう。

中央講習会のあと、各地域で「新教育方針都道府県講習会」が開催された。それは各師範学校を会場として「新日本建設ノタメ教育ノ嚮フ可キ方途ヲ指示セル処今般之ガ趣旨ヲ地方各学校ニ滲透セシメ文化国家、道義国家建設ニ万遺憾ナカシムル為」に開催されたのであるが、鹿児島県では市街地のほとんどが戦災で焼失し、師範学校の建物もなく、上記の講習会は開催されなかった。1946年の秋頃までは、師範学校関係者はもとより教育関係者は虚脱状態にあり、ようやく秋以降“民主主義とはなにか”といった問題が話題にされ、師範学校教官の一部が県下各地の講習会、学校などによばれて忙しく動きまわる状況であった。こうしたなかで討議法、ガイダンスなどの研究が各学校で徐々に生まれ始め、その解説や指導に師範学校教官が協力したのが初期の動きであった。⁸⁾もとより、教育委員会制度成立以前のことである。

現職教育の必要性を強調したのは『アメリカ教育使節団報告書』である。同書は、「日本の学校に現在勤めている教師は、非常に重大な社会的意義をもった、複雑な仕事に直面している。彼等は過去の起ったでき事を解釈しなくてはならぬと共に、新しい世代の者に対して、新しい日本に席を占める心構へをさせなくてはならぬ。彼等は未だ十分習熟していない民主主義的な方法に従ふことを期待されている。教師がその自ら認容した責任を果すべきはずのものならば、彼等は利用しうる限りのあらゆる援助を必要とする⁹⁾」と述べていて、次のような再教育計画を提言している。¹⁰⁾

「この臨時計画案は二カ年にわたって計画されるよう提案する。その期間内に、教師は一人残らず、教授へのこの新しい進路に関し、協議と訓練とを成しとげうる機会をうけて居るべきである」とし、4つの方法を提言した。すなわち、① 各学校での研究集会 ② 民主主義的な教育実践の指導・展開 ③ 優れた指導者の巡回指導 ④ 師範付属学校の活用 である。

これらの再教育計画は臨時的なものであって、ひき続き現職教育の必要性から「教師の集会」や各師範学校が主催する講習会・協議会の開催を勧めている。同報告が、日本の教育改革の全体にわたる提言をして、そのなかで教師の再教育及び教員養成を重視していたことは意味がある。教育改革の内容的側面をすすめる担い手たる教師たちに新しい教育観や方法を習得させることが緊急な課題であったからである。しかし、このことは大きな困難をとまなう仕事であった。同報告も言うように「旧制度の影響が授業の実際において明白に示されているのを我々は見た。教師達は何を教へるべきかまた如何に教へるべきかを厳密に命ぜられているのである」¹¹⁾から、こうした教師の骨肉化した思考方法や教育観を転換させるのは至難なことであった。教師ひとりひとりの自覚を持つだけでなく、講習会などを通じて教師自身の再教育が急務であった。教師が集团的に討議し、自由に意見を交換することをいわば上から強制したのである。拙論で分析した『新教育指針』がこうした教師向けの啓蒙書であり、各章毎に研究協議題目を設けて教師の集团的な研究・協議を促しているのもそのためである。同書でいう「新教育の方法」は、子ども・生徒に対する教育方法であったと同時に、教師自身がその方法を習得することを求めたものと考えられる。1947年に出された『学習指導要領一般編(試案)』も同じ発想で書かれ、教師(集団)が自立した研究主体として、創造的な独自の教育活動をするための「手引き」としたものである。

『アメリカ教育使節団報告書』が提言した再教育計画は1946年秋から具体化された。すなわち、同年10月から実施された視学官講習会と教職員の研究協議会の新設である。視学官講習会は文部省主催で、「新教育に於ける視学官の在り方を体認させ、その指導力を向上し以て新教育行政の刷新を図る」¹²⁾ことを目的に、全国を九地区に分けて開催され、新教育についての講義と協議を組み合わせた学習方法でおこなわれた。これは後述するワークショップと同様であるが、研究討議という学習方法自体が視学官にとっては学習であったのである。いわば、当時流行した「為すことによって学ぶ」という理論を実践を通じて体得したのである。

また、教職員の教育研究協議会の設置もすすめられた。これは「学校教育民主化促進の見地から之(学校教職員会—引用者註)と別個に学校長司会によらざる教職員の自主的な会合が作られ定期的に集会して教育上の諸問題を研究協議する」機関として各学校に設置せられ、「教職員自らに依る自らの再教育機関として新教育方針の徹底、教育内容及方法の刷新充実を図ることを目的とする」¹³⁾ものであった。このような教職員の「自発的な研究組織の助成が初期の段階の特徴」¹⁴⁾とされているが、これらが実際にどの程度各学校で組織されたかは検討を必要とする。筆者がインタビューをした人々の学校においては、『新教育指針』は読んだが、それにもとずいて組織的に研究、協議したことはない、との証言をえた。おそらく地域や学校によって事情は異なるのであろう。¹⁵⁾

新教育の内容と方法がおぼろげながら一般教師に理解されはじめたのは、1947年3月の『学習指導要領一般編(試案)』の発行以降であろう。これによって、小・中学校の各教科と新しい学校のあり方が具体的に明らかにされた。とはいえ、実際には「民主主義をたてまえとする教育制度上の諸改革は、国家主義に徹していた者にとって大きな打撃であった。教育の目標は変わり、『なすこ

とによって学ぶ』と言っても、その指導方法において教師はとまどうことが多かった¹⁶⁾のが一般的で、再教育講習会が必要とされた。文部省は、1947年3月から4月にかけて「新教育研究協議会」を全国6地区で開催し、主として視学官、各師範学校教官及び各大学・高師等の教育・心理学担当者を対象に新教育制度や学習指導要領の基本的な考え方について講習した。その受講者が各都道府県でさらに新教育講習会を開催する場合の指導者になるといったシステムで、新教育の内容と方法が少しずつ一般教師に紹介されることになったのである。鹿児島県では「小・中学校教師の再教育講習会は、第1年度が1947年12月、第2年度が1948年8月と1949年1月、第3年度が1949年8月に県下各都市で、教育法規、教育原理、教育心理、各教指導法について行われている¹⁷⁾。本県での講習会の実態の詳細は不明であるが、師範学校の教育学、心理学担当者、指導主事が中心になって講義、指導を行った。¹⁸⁾

III. 教育指導者講習会について

新教育の内容・方法が各地域に定着してゆく過程で大きな役割をはたしたのが「教育指導者講習」(Institute For Educational Leadership=IFEL)である。これに先立って1947年夏「教員養成問題についての研究集会(ワークショップ)」が東京大学で開催された。「教員養成のための指導者をいかに養成するか」の課題のもとに東京大学・文部省共催、CIEの協力によるものであった。

1948年7月、教育委員会法の公布によって、その新しい教育専門職である教育長と指導主事をどのように養成し、新しい教育行政制度を定着化させてゆくのか、が大きな問題となった。1948年9月文部省はCIEの協力のもとに「教育長等講習」(のちに「教育指導者講習=IFEL」と改称)を開催し、この課題にこたえることにした。「教育委員会法の実施に伴い、将来の教育長及び指導主事を養成するため、教育長及び指導主事の職務遂行に必要な基本的事項について基礎的教育を施すと共に、地方教育の指導に必要な技術を修得せしめること¹⁹⁾」を目的に、CIEの指導のもとに「新しい方向をめざして教育界の秩序をとり戻すこと」「新教育とは何であるか、どこから着手してどの方向を目指して進むのであるかが明らかにせなければならない²⁰⁾」という課題をもつものであった。

IFELの概要を文部省編『教育指導者講習小史』(1953)にそくして整理しておこう。

IFELは1948年9月に第1期の講習12週間を実施したのを始まりとし、48年度に1,2期、49年度3,4期、50年度4,5期、51年度6,7期、52年度8期と4年間に8期にわたる講習が実施された。第1,2期は東京、第3,4期は東北、東京、京都、九州の4地区、第5,6期は再び東京、第7,8期は広島を加えた全国5地区で実施された。

開設講座は、(A)教育長・指導主事・学校長など新しい教育職のための教育行財政、学校管理のコース。(B)一般的基礎—教授グループ、教育原理、教育心理、教育社会学、教育指導、学校財政、教育評価 学校種別の教育—幼児教育、小学校教育課程及教授法、中学校教育課程及教授法 各教科の教育—農業科教育、家庭科教育、工業科教育、商業科教育、保健体育科教育、数学科教育、

社会科教育，理科教育の教職課程のためのコース，(C) 一般教養（社会科学，人文科学，自然科学），職業教育管理，養護教育，図書館学および司書，青少年指導者，特殊教育，成人教育，通信教育，公開講座の新しい教育分野開拓のためのコース，(D) 大学の行政管理，財政，学科課程，学生補導の大学の新しい運営のためのコース，であった。もちろん，各期，各大会場でこれらの全講座がすべて開設されたわけではなく，講習目的によってそれは異っていた。講習参加者は研究報告を提出し，それらは各講座毎に「研究集録」「研究報告書」の型でまとめられ，「これらは110種類，総数32,000冊の研究集録として印刷製本され，全国の大学，図書館，教育委員会に送られた」²¹⁾という。

講習は，(1) オリエンテーション，(2) 研究問題の設定，(3) 研究グループの組織とすすめられ，講習の実際は午前中がリソース・レクチュア，午後はグループ研究あるいはグループ研究のなかで各自が分担した個人研究がおこなわれた。「リソース・レクチュアは講師が話して参加者がこれをノートするという，いわゆる『講述一筆記』法の型を破って，全体討議法，パネル・ディスカッション，実証，実演などの型がとられ，図表，フィルム，スライド，映画等視聴覚教具がフルに活用され」，午後のグループ研究では各大学の図書館利用のほか，「見学・参観・実地調査・実験・実習・資料の蒐集その他グループ討議」がおこなわれ，ここでも新しい学習方法を行動・体験を通じて習得することが目的とされた。換言すれば，「相当長期間に亘る生活協同体の体験をとおして，頭で学ぶことを行動をとおして学ぶ形をとったものといえるであろう。だから例えば教育の民主化ということは講義をとおし，読書によって理解せられるばかりでなく，日々の生活をとおし人と人との関係の実践によって精神と内容と技術とが一体的に把握せられたのである」。²²⁾受講者の選定は，「都道府県において詮衡委員会を設け」，²³⁾ 人物調査，身体状況，学歴，実務の成績などを考慮して受講志望者から選定すると定められていた。鹿児島県では，市長，鹿児島銀行頭取などが試験委員となって選考にあたった。受験者はそこで始めてアチーブメント・テストに接して，問題数の多いのに驚いたと証言している。²⁵⁾ 受講者は延数「9300余人，協力した米人講師百十余人，わが国の大学教授その他の専門家で講師となったものは800名にのぼる大規模のもの」²⁴⁾であった。

以上のように，IFELは「当時の国際状況のもとで，米国の教育学者のみとの交流に限定される結果となったが，日米両国の教育者の間に理解と友情を生んだ点で予期以上のものがあり，また参加者，開設大学，講師団を通じて，教職的識見の向上，研究問題，研究方法について示唆，大学教員と初等，中等教育の指導者との相互理解など，わが国の教育改革の新しい基盤を形成するうえで重要な役割をはたしたといえることができる」²⁶⁾と一般に評価されている。こうした講習会そのものの評価とは別に，指導主事，現職教員ら参加者が，各地域に帰ってから教育実践上はたした指導的役割とその影響力を考えるとIFELが戦後教育史で担った役割はさらに大きいものとなる。

次に，IFEL受講者のノート及び研究報告書から講習内容を検討する。

当時，県教委指導主事であった下池実氏は，1950年9月18日～12月8日まで12週間にわたって開

催された第5回教育指導者講習会、小学教育課程及び教授法を中心とした前掲(B)コースを受講した。「第1回から第4回迄が主として教育新制度に対する行政組織の整備を目的としたのに対し第5回及第6回は教育内容の充実を目標とし主として教職員の養成と再教育に対する措置が講ぜられた」²⁷⁾ので、同じく指導主事として参加しても前半期の講習と後半期のそれと講習内容の重点が異っていたことになる。戦後新教育の内容・方法を普及させるうえで重要な役割を果たしたのは後半期の受講者である。

講習は12週間(ただし、土、日休講の週五日制)²⁸⁾であったが、9月18日—11月24日、11月27日—12月8日の2期に大別され、前半は小学校の教育課程及び教授法についての一般的考察であり、後半は各教科領域の研究を中心とするものであった。

研究日程は、午前中はテーマによってなされるリソースレクチュア(基礎講義)が9時~10時30分、講義にたいする質疑・討論を10時30分~11時30分。午後は各人、各グループごとにそれぞれのテーマによってワークショップ(研究集会)がおこなわれる。「研究報告書」を作るための作業も午後のワークショップの時間におこなわれた。

第1日(9月18日)は開講式でIFELの目的や講習内容、研究方法などの概要が受講者に示された。IFELを開講するために協力したCIEは「(1)児童の教育は何故大事であるかを認識する、(2)初等教育のカリキュラムを如何に改善するか、(3)初等教育とカリキュラムの関係、(4)子どもとカリキュラムとの橋渡しの研究、(5)各教科でカリキュラムと子どもをどのように結びつけるか」を主たる研究目的と考え、IFELに次のような目的と期待をもっていた。すなわち、「(1)民主教育はどんなものであるかを示す、(2)指導者の指導者に民主精神を示して、有力な指導者を養成する、(3)指導者に援助を与える」。ノートは「指導者だけでなくリーダーとなるべきだ」として、「リーダーとは唯教えるだけでなく、人達をより高い人になるように指導するにある」とコメントを加えている。どうかすると読みすぎしがちな部分であるが、戦前の視学のように教育について管理・指導するだけでなく、研究グループの一員として研究・実践の指導的役割をはたしたリーダー像の原型が示されている。²⁹⁾

研究の方法論にかかわることが「一般的原理」として4項目にまとめられている。すなわち、「(1)問題を包括的にとらえる。(2)バランスをとっていかねばならぬ。均衡のとれた研究をしていきたい。ときによると1つの問題をグルグルまわる。(3)シーケンス(連系的なもの)を持たせたい。孤立したものではなく関係した連けいをもたせたい、(4)機能的である、理論的なものではなく、生きた具体的、実践的価値あるものでなければならぬ」。IFELの目的から必然的に導き出された研究方法論であるが、戦後の経験主義教育理論の方法原理が示されていて興味深い。コア、カリキュラム運動などに参加したこの受講者たちが、そのリーダーとなってこの方法原理にもとづいて指導した姿が十分に想像できる。

そして最後に、リソースレクチュアの講義題目が以下の通りに示された。

▷コアリソースレクチュア(Core Resource Lecture=基礎講義)

1. 序 2. 民主教育の基礎 3. 小学校教育の目的及び目標 4. カリキュラムの意義 5. わが国における小学校教育に関する考え方の変化 6. 米国における小学校教育に対する考え方の変化 7. カリキュラムに及ぼす社会学的経済学的影響 8. カリキュラム改善に着手する理由 9. カリキュラムの改善にあたる機関や人々 10. カリキュラム改善の手順—現代日本の即応せるカリキュラム構造 11. 学習指導法の発達史(米) 12. 学習指導法の発達史(日本) 13. 有効なる学習法 14. 単元の展開の仕方 15. 教授技術 16. 地域社会の資源 17. 聴視覚教具 18. 実験実習施設 19. カリキュラムにおける評価 20. カリキュラムの改善と現職教育 21. 社会科のカリキュラムと指導法 22. 国語科のカリキュラムと指導法 23. 算数科のカリキュラムと指導法 24. 理科のカリキュラムと指導法 25. 保健体育科のカリキュラムと指導法 26. 音楽科のカリキュラムと指導法 27. 図画工作科のカリキュラムと指導法

▷リレーテッドリソースレクチュア (Related Resource Lecture = 関連基礎講義)

1. 小学校教育の原理 2. 児童の成長と発達 (教育心理学) 3. 教育社会学, 4. 教育評価 5. 小学校のガイダンス 6. 小学校管理 7. 小学校における学校図書館 8. 幼稚園の教育 9. 中学の教育 10. 特殊児童の教育

以上が午前中の基礎講義題目として示されたものである。実際には、コアとリレーテッドとが適宜組み合わせられたり、簡単に触れられただけのものもある。しかしいずれにしても、小学校におけるカリキュラム問題を中心に原理的考察から実践面の指導へと展開されている。講師は主として、CIE 小学校教育の顧問・ユアーズ (R. R. Ewerz), 東京学芸大学・五十嵐清止, 文部省初等教育課・木宮乾峰らが当たっている。³⁰⁾ これらの人は午前中の講義を担当するだけでなく、午後のワークショップにも参加し、指導することがあった。

以下に、講義内容をいくつかの点に整理をして検討していこう。(引用頁数を示したものは『研究集録』, その他は下池氏のノートによる)

IFEL の基本的精神ともいえるべき民主教育の概念について2つの点が強調されている。第1点は「民主教育の基礎」のなかでユアーズが、『文化のための新しい学校』(Melby & Ardnti “New School for a New Culture”)から引用して「デモクラシーいわゆるガヴァンメントではない, 経済とか社会的システム以上のものである。即ちそれは生活のあり方 way of life である。民主の基礎は(1) お互の協力, (2) グループスキング (group thinking) (3) 人間の価値を認めることに在る」(p. 20) と説明し, その思想的源泉をプラトン, アリストテレスからフランス革命に至るまで歴史的に述べている。彼は“民主”の基礎として「(1) 人間の価値を認める (human worth) (2) 相互協力 (mutual cooperation) (3) 関心をもっているグループの考え方から価値ある知識を集積する (worthwhile group thinking)」として, 教育のあらゆる面に現われているのが民主的教育であるという。したがって, 小学校においては「どんな子どもも入学して平等に学習する権利がある」「学校の運営にも原理が生きてこなければならぬ, 校長が独専者であってはならぬ, 先生も一緒に計画に参加すべきである。」「各々の子どもたちが伸びる権利をみとめられるべきである。」「教室内

における民主とは教室内の作業を先生と共同で計画すること」との主張に結びつく。このように民主教育の原理から説きおこしながら、問題を具体的な日本の学校のあり方、そこでの校長・教師・子どもとの関係へと発展させられてゆく。午後のワークショップではアメリカと日本の民主教育発達小史がグループで学習されている。

第2点は「教育観」が強調されていることである。講義内容にはなかったが研究集録の冒頭で「小学校教育の基礎的な考え方」として教育観について述べている。「およそ教育を考えると、教育目標をたてるにも、教育内容を選ぶにも、教育方法や、評価などについても、その根底には、1つの教育観がなければならない」(p. 3-4)「教育研究や、教育活動の底には、いつもしっかりした自分の教育観が流れており、又それらの研究や、活動を通して、教育観が生々と培われ、常に進歩していくことが、のぞましいのである」(p. 5)。こうした教育観の内容は後述する課題ごとに間接的に表現されるであろうが、学校の捉え方について見ておこう。同書は次のように述べている。「学校は『文化伝達』のために整理された単なる機関ではなく、児童生徒の経験内容を豊かにし円満なものにするにあるといえよう。学校が、児童生徒の経験内容を豊かにし、円満にする場であるならば、学校は当然1つの地域共同体社会でなければならない。換言すれば、学校という社会において共に楽しく生活し協力し経験する、子供の楽園でなければならない。学校学級の経営に児童も参加し、自らの社会とし楽しく建設されて行くことが望まれる。楽しい真の自由な楽園の中でこそ、子供は、その個性の生長を不識のうちにはかるものである」(p. 16)。この思想は、いわゆるコミュニティ・スクールと同じではないが、学校をひとつの地域共同体社会と見なし、それへの子どもの参加を通じて生活経験を重視している点ではコミュニティ・スクールの考え方と共通する。また、それは基礎講義のなかで小学校教育の機能の1つとして「地域社会における生活のあり方、質を改善していくことにある」「学校は、その位置する地域社会、あるいは更に広い世界の質を改善し、その発展に貢献しなければならぬ」(p. 34)という学校観と同じであろう。

次に、カリキュラム観について検討しよう。

教育課程は、教科を中心とした教育課程と経験を中心とした教育課程に2大別されるという。そして、社会の発達によって教育課程は新しい方向に発展しつつある。「それは教科の理論的知識の体系に基づく編成から一転して、全く新たな立場である経験を中心とした教育課程の編成である。即ち知識の注入と暗記を目的とする教科中心の教育課程に対して、経験を中心とする教育課程は質の高い生きた現実の経験を与えることによって、子供が自ら問題を解決する能力を持つよう、その成長と発達を助けようとする。最近教育において特に重要な研究問題となっている教育課程は、この経験中心の教育課程である」(p. 20)と述べられている。教育課程に関しては、基礎講義およびグループ研究でカリキュラム改善の方法や機関、現職教育との関係など実践的な課題が中心に取り扱われており、報告書のまとめと少しニュアンスが違っている。また、講師の五十嵐清止氏が講義のなかで、戦後の教育研究の動向を次のようにまとめている。すなわち、「(昭和)22年は児童研究時代で文部省から『児童心理』として出された。23年はカリキュラムの問題が雑誌、講演と教育界を

リードした。23年の暮、10月からのIFELの時も問題の中心となったが、コア(カリキュラム)は合わない結論。24年はカリキュラムの批判時代(提唱カリキュラムの批判)」。この簡単な要約からもすでにコア・カリキュラムへの批判の眼が現われている。しかし、それはカリキュラム改造への全否定ではなく、むしろカリキュラム改造をめぐる理論と実践のギャップをどう克服するのか、という視点からの批判であったと思われる。なぜなら、講習内容の主要な課題としてカリキュラム問題があり、改善のため具体的・実践的方策をもとめることが集中討議されているからである。つまり、コア・カリキュラム理論を中心とするカリキュラム理論が理論と実践の間でギャップが生じていることが問題になっている。五十嵐氏が指摘しているように、学習指導要領への現場の依存度が強く、「資料として作ってあるもの」という認識が弱いため、地域社会の要求やそこで生活する1人1人の子どもの要求に即するカリキュラムになっていないというのである。すなわち、「従来の日本カリキュラムの文部省による中央統轄的な構成を打破しようとする傾向は相当強くはなっているがまだまだ、教育目標の設定から学習活動の選択に至る教育課程構成は、決してそれぞれの地域の独自性豊かな内容を示さず、結局は文部省の学習指導要領の『組みかえ』に終ったりしている。」「昭和24年春頃から日本カリキュラムの批判研究が強く抬頭し、雑誌その他に宣伝されているような、紹介された実践室で構想された『カリキュラム学』と、現実に子供の日常に生きて働くカリキュラムとの間に大きなギャップのあることに気付いてきた」³¹⁾(p. 117)。

とすれば、カリキュラム改善はどのようにすすめられるべきなのか。「それには先づ、現場の子供の位置、子供の基本的要求(Basic Needs)は何であるかということの研究に副ったものでなければならない」「教育課程の改善は、現在のある、そこで発見された具体的な問題から出発し、そこから発展して行くものでなければならない。実験室の教育課程研究ではなくて、現場の下から盛り上げる実践的教育課程の改善でなければならない」(p. 117)。それらのカリキュラムは学校・地域社会で専門委員会を組織し、改善の方法を考察するのである。改善にあたって地域社会、とりわけ父母のはたす役割は大きい。「① 先ず社会実態調査の実施とその公表を学校が主体となって行う、② 次に、生活、保全、文化、衛生等の四部会をPTA 会員及び教師を構成員として組織する、③ 各部会はそれぞれの分野に於て、生活問題の発見公表と、その解決方法を協議する。④ それが直接に単元計画につながる、⑤ 一方教師は、着実に教育課程構成の一般的手続きに従って仕事をす。単元の構成、特にその展開に当っては土地の人々が沢山招集される」(p. 125)。カリキュラムの改善の基礎にある子ども、社会の2つの要求を調査し組織する役割が学校に求められている。

カリキュラムの改善にあたっては子どもの発達段階も重視されている。すでに文部省『教育原理』(1947)『学習指導要領一般編(試案)』(1947)でも子どもの心身の発達過程を教師がよく理解し、子どもの興味、関心に応じて生活経験をさせることの必要を強調していたが、IFELの講習内容でも同様であった。ユアーズは「カリキュラムとは学校の監督のもとに子供の成長発達のために組織づけられた学習経験」といい、子どもの必要・要求の心理学的基礎を研究する必要があるとする。カリキュラムの講義でつねに子どもの発達段階が問題になっている。

子どもの成長や発達の基礎にある子どもの要求が「身体的要求」と「精神的要求」の2つに分けられ、次のような内容が示されている。「身体的要求 (1) たべもの (2) 適当な休息 (3) 活動」「精神的要求 (1) 希望をもつ (2) 可愛がられたい (3) 友達を作りたい」その結果、「1. 児童は健康であるべきこと 2. 児童が家庭の人々から愛されるべきこと 3. 児童が大事な1人であるという観念をもたすべきこと 4. 自分も毎日えらくなりつつあるという自信をもたせること」と要約されている。この子ども観は特に新しいものではない。

このほか、IFEL 講習では放送教育、視聴教育が重視されている。戦後、教育方法の分野で大きく取り上げられたことであるが、当時は各学校に機材がなかったため、やや実効に薄かった。

IV. 『指導課月報』・『教育委員会月報』をめぐって

教育委員会制度の成立は、戦後教育改革のひとつの終結点であったといえよう。教育基本法、学校教育法によって整備された新しい学校制度も教育委員会制度によってその民主的性格が完成されたのである。とはいえ、全く新しい教育行政組織が成立したのであり、そのために起る混乱や戸惑いも少くなかった。前節でも述べたが、IFEL の初期の目的は「教育長等講習」という標題がその性格を表わしているように、教育長・指事主事ら新しい教育専門職を養成して、教育委員会制度を早急に定着させることが目的であった。その目的はどのように実現しえたのか、あるいは実現しえなかったのか。

そこで、本節では教育委員会制度の新機軸であった指導主事が果たした役割を、教育内容・方法はどのように普及していったかという問題角度から検討したい。委員会制度の成立過程を直接の研究課題とするならば、上記の問題設定は必ずしも正しくない。しかし、IFEL 等に参加した指導主事が県下の教育実践研究に果たした役割を考慮すると、この問題設定は正当性をもっているのではないか。つまり、新しい教育専門職である指導主事職の定着が教育委員会制度が基礎を作る過程であったと同時に、彼らが新しい教育理論にもとづく教育内容・方法の普及の中心的、指導的な役割をたしたと判断したのである。

1948年12月から翌年6月にかけて、当時の教育実践に大きな影響を及ぼした2種の雑誌が県下で創刊された。1つは、県教育委員会発足後1カ月の1948年12月創刊の『指導課月報』³²⁾ (のち第4号より『現職教育』と改題) と1949年6月創刊の『教育委員会月報』³³⁾ である。註記したように両誌とも今日では貴重な資料となっているので、その資料紹介をすすめながらその性格・特徴を検討していきたい。

『指導課月報』創刊号は、1948年12月15日付発行、16頁B5判。上述のように同年11月1日に県教育委員会が発足し、事務局には次の課が設置された。総務課、学校教育課、学校指導課、教育調査課、社会教育課、体育保健課の6課が置かれ、『月報』は学校指導課が編集・発行した。創刊の趣旨は「教育委員会法第44条³⁴⁾に、委員会事務局の部課中には、必ず教育指導に関する部課を置かなければならないと規定し、教育の面に於てその運営並びに管理の外に、如何に教科内容の研修、

指導、助言が大切であり欠くべからざるものであるかを表明している。特に民主的な教育行政のありかたとして、行政機関が各人の意志と思想をよく疏通し、交換、教師自身が、自ら学問の研修に精進し、いい意味に於ける教育技術を習得し、常に優れた指導者として活動出来るような条件の整備に努めることは、誠に望ましいことと思う。この意味に於て、事務局の学校指導課が、県下教職員と常に密接な連絡を保って、各位に対する指導と助言の機能を発揮すべく、今回指導課月報の発行を企てた」(平安山長義・県教育委員長「指導課月報創刊によせる」)と述べている。現職教員にたいする指導・助言を目的とする『月報』は、それぞれの時期の教育思潮の紹介、教育委員会法などの解説という啓蒙的役割と、教育内容・方法などの研究資料を提供し、各学校における教育実践研究を促進させる、という実践指導的役割をもっていた。前者の例では、創刊号に県軍政部教育課長ヴォート(O. D. Vogt)が「指導計画の重要性」と題した一文をよせて、指導(ガイダンス)についての基本的な考え方を書いているほか、「指導課便り」(宮元記)、「新教育優秀学校の案内」などがある。後者の例では、「新しい理科教科書の扱い方」(川村純二)、「家庭科の歩み」(小山田春子)、「現職教育を語る」(月野貢)のほか、「新刊図書紹介」などがある。

『月報』は(1949年6月発刊)第4号より『現職教育』と改題する。各号を通してガイダンス、コア・カリキュラム、週5日制、新しい指導技術などについて、指導主事が中心となって解説記事及び論文を発表している。それらに共通するのは子どもの経験、興味を重視する経験主義的教育理論である。事例を見ていこう。

学校指導課長、新福栄熊氏は「数学教育について」(第2号)のなかで次のように述べている。「今迄の学習指導要領の算数科、数学科編に盛られた指導内容では、程度が高すぎた上に、内容が算数的、数学的なものだけに限定されていたので、本当の生活指導ができなかった」「生活を指導するにあたって最も必要なことは、一面児童生徒が意識的に環境に働きかけて、彼等の視野を一層広いものにして、内容的にも実質的にもはっきりと実態をつかむことであり、他面今までに経験した事や観察した事柄を整理したり秩序だてて表現することである。吾々が日常生活の種々の現象を処理してゆく時に、色々計算や測定を必要とするが、それには数的、量的、或いは形的であるかという三つの場合が考えられる。現象を処理していくということは、人間社会への働きかけであり、言い換えれば社会に関心を持つということになる」として、新制高等学校の一般数学の目的に6項目をあげている。たとえば、「② 日常生活で当面する考察や消費生活について数量的な考察をして問題を構成する能力やその解決に必要な数学的な知識技能を身につけさせると共に、それをを用いる習慣を養う。③ 種々の関係を簡単明確に表わすものとして、又問題解決に当てる有力な道具として数学を理解させ、数学的な記号や操作を用いる能力を養う」など、経験主義教育理論に支えられた問題解決学習法が主張されている。

学校指導課主任、川村純二氏は「新しい理科教科書の扱い方」(第1号)のなかで、「新しい教科書では、単元の選び方を自然科学の体系からという考えは全然とっていない。子供たちの生活環境の内から興味のあるものを子供の理解能力と考え合わせて選び、配列したものであるから、科学の

体系から考えると洩れている項目も多いが部分的には深い内容を記してある処もある」「子供たちが自分の計画を元にして学習を設計して行くということは、これからの学習の基本的な行き方であろうが、その際の単元を設定するという学習計画の基本的な問題を解決して行く手懸りは、教科書の使命の一つである」とも述べている。

次に、カリキュラムの問題がある。IFELにおいてカリキュラム改善の現実的・具体的方法が中心的に討議・研究されたように、この時期には各学校でカリキュラム改善が取りくまれ、同誌もこの問題をしばしば取りあげている。1947、8年は「カリキュラム改造の研究がはじまり、コア・カリキュラム運動を1つの極として、活潑多彩な研究が県下を風びした」³⁵⁾といわれているが、同誌でも指導主事・打越ヒデ「カリキュラム改善への動向」(第2号)、下池実「教育計画の新考察」(同前)、川口新満夫「過程コア・カリキュラム—田中プランの楷梯的なもの」(第5号)、下池実「コア・カリキュラム研究協議会参加報告」(同前)、そして『現職教育』第6号は「カリキュラム特集号」となるのである。打越氏は、IFEL第1回指導主事参加者であり、コア・カリキュラムの一般的な解説をしているが、下池氏は当時「鹿児島県内地留学生奈良女高師付属小学校研究教官」として、カリキュラム研究・実践の進んでいた奈良女高師付属小の実践を紹介している。当時の付属小は重松鷹泰主事を中心にユニークな教育実践を展開しており、その紹介は鹿児島県下の実践にも影響を与えたといわれる。³⁶⁾

下池氏の「研究報告」をみよう。「『コア』でやらなければ新教育でないから、というのではなくして、先ず私たち1人1人が、新しい民主社会を建設していく民主的公民の育成には、どうしてもこの様な行き方でなければならないという信念を固めることが先決問題ではないでしょうか。そしてまずしくてもよい、かりものでない、自分になっとくのいく教育計画を打立てて行く時に、始めて新教育への第一歩がふみ出されると思います」。そして、だれもが取りくめる「やさしくてたしかな教育の方法」として、奈良女高師付小の実践を紹介している。同校では「子供たち学校生活は、この『しごと』『けいこ』『なかよし』の3つに区分されている」。「自己の正しい主張を実現していくのに必要な諸能力」を発展させる共同生活の場が「しごとの時間」であり、いわゆる「コア」である。「この自然の流れの中だけでは十分有効に修練の機会を与えられない諸能力」は「けいこの時間」でばされ、さらに「共同生活の範囲を拡大し、社会を客観的に眺め、之を改造し、個人の能力の自由な発展を企図」して「なかよしの時間」が設けられている。そして、下池氏は新教育研究をすすめる手続きとして「① 各科の学習指導要領を手がかりとして、各種能力指導系統表を製作する仕事、② 子供たちの生活の実態を明らかにする仕事」を提案している。これは奈良付小の独自の主張ではないが、当時の研究動向を示している。のちに鹿児島でも鹿児島県教育委員会事務局・鹿児島大学教育学部教育研究所編『鹿児島県小学校各科能力表』(1952)が発行され、県下の各学校のカリキュラム改造の前提として各種の子ども実態調査がおこなわれたのである。

川口論文もコア・カリキュラムへの過渡的段階として伊佐郡田中小学校の実態に即した「現行の教科のわくを一応留保しておき、児童の生活経験に出発して、領域を再編成し、逐次次元を高めつ

つ欲するコア・カリキュラムの段階に達しようとする」プランの提唱である。³⁷⁾

なお、『現職教育』は第6号より編集・発行は県教委事務局学校指導課内、新教育研究会となるが、それは課内に事務局をおく新教育研究会が組織されたことによる。同誌は第16号より判型をA5判に改め、編集・発行の新教育研究会は教育研修所内に移る。

もうひとつの雑誌『鹿児島県教育委員会月報』についても紹介しておこう。創刊号には発行日付がないが宮元憲吉氏所蔵のものには昭和24年6月と記してある。上述の『指導課月報』に遅れること半年である。その刊行の趣旨は「教育委員会が教育にたいする民意を反映し、その機能を民主的に運営して行く為に、関係者に直面している諸問題並に委員会が既に実施し或は現に考慮中の方針や計画と更には各層の教育公論を報知して一般県民の教育への関心と識見を高め、同時に教育関係者をそれによって一層有効な教育計画を遂行して行く補導の為に本月報は従来各課で発行の月報を統合し委員会の機関紙として其の任にあたる」(永野林弘「月報発刊に際して——教育を県民の手に——」)とある。創刊号は本文23頁、B5判の冊子。『現職教育』誌に比較して、法令・規則の解説、教育に関する統計、財政、県議会における教育関係審議事項、県教委各課の動きなどが中心的に掲載されているが、特集記事を組んで教育理論、実践にかかわる論文も少なくない。しかし、現場の学校や教員に与えた影響という意味では『現職教育』のほうがはるかに大きい。

当時の教育委員会および指導主事が現場の実践研究にはたした役割は大きかった。その具体的な姿の発掘と報告は次の機会にゆずるが、ともかく各地域、各学校のカリキュラム改善、教科研究に教育委員会が積極的にはたした民主的役割を強調しておいてよいだろう。

V. むすび

鹿児島県において新教育理論にもとづく教育内容・方法の実践がどのように拡がっていったか、を明らかにするために、本報告はIFELの講習内容および県教育委員会の発足にともなって発行された2種の雑誌の内容を紹介した。

占領下でしかも社会的な混乱が続いているなかで始まった一連の教育改革、とりわけ6・3制の新学校制度と学習指導要領による教育実践は、教育現場の協力なくしては成り立たなかったであろう。本県には桜田小学校や明石女子師範付属小のようなすぐれた先駆的实践はなかったが、経験主義教育論に支えられた生活単元学習、カリキュラム改造の動きがまちがいなくこの地にも伝わってきていた。試行錯誤をくりかえし、各地のすぐれた実践や理論書に学びながら、それぞれの学校で独自の実践が始まった。そうした動きに大きな影響を及ぼしたのがIFEL参加者の指導主事、師範学校教官らであり、『現職教育』と『教育委員会月報』はその情報提供の場であったといえよう。運動的には、鹿児島市武小学校で開催された昭和25年度九州地区小学校幼稚園研究集会(当時ワークショップと呼ばれた)があった。ここでの実践については本報告で述べなかったが、県下のその後の実践研究とさまざまな影響をおよぼした集会であった。次の報告で理論・実践の具体的分析をする予定である。

本報告を作成するために、資料・記録・証言に関して内田敬造、下池実、土器屋忠二、円山重成、宮元憲吉、山下静雄の諸氏と鹿児島県立図書館のご協力をえたことを記して謝意を表す。

<資料>

『指導課月報』

第1号 (1948.12) 指導課月報創刊に寄せる 平安山長義／ 月報の発行に当って 三井卯三男
／ 創刊の辞 新福栄熊／ 指導計画の必要性 O. D. ヴォート／ 鹿児島県教育委員会事務局
各課分掌事項／ 新教育優秀学校の案内／ 教育現象の倫理性 岩坪又彦／ 新しい理科教科書
の扱い方 川村純二／ 家庭科の歩み 小山田春子／ 現職教育を語る 月野貢／ 随想 新穂
良三／ 指導課便り／ 編集後記

第2号 (1949.2) 教育行政に関する私の所信 永野林弘／ 数学教育について 新福栄熊／
教室に於ける問答の指針 O. D. ヴォート／ 学校の自己評価 (ペンシルバニア教育会誌より)
／ 週五日制の意義と運営の方法 川村純二／ 週五日制を考える 月野貢／ 建設への教育
福永純盛／ 指導主事小論 土器屋忠二／ カリキュラム改善への動向 打越ヒデ／ 教育計画
の新考案 下池実／ 新しい理科書の扱い方(2) 川村純二／ 学校経営断想 月野生／ 教育
調査課とはどんなところか?／ 指導課便り／ 編集後記

第3号 (1949.3) 本県経済振興五カ年計画と実業教育の振興について 永野林弘／ 具体と抽
象 新福栄熊／ 自由研究から自由活動へ——中学校—— 川村純二／ サリバン女史の講演に
附して 土器屋忠二／ 学習の用意性 打越ヒデ／ 児童画展を見て 楠見貞男／ デイスカッ
ションの形法について 森一郎／ ホームルームに就いて 田淵芳一／ 事務部門より見た学校
経営の一考察 郷政徳／ 女子教育の動き 小山田春子／ 学校寸訪録／ 新教育の香りを求め
て／ 学校図書館について 新穂良三／ 指導課便り

『現職教育』(『指導課月報』改題)

第4号 (1949.6) ガイダンス特集号 ガイダンスの課題 鯨坂二夫／ 精神衛生の問題 月野
貢／ お互のメモとして——教師の精神衛生問題—— 森一郎／ 中学校高等学校に於ける生活
指導係について 川村純二／ 指導相談の会——問題の児童をどうするか—— 内田敬造／ ガ
イダンスという事を甘くみるな 岩坪又彦／ ガイダンスに関する日本的課題 土器屋忠二／
小学校に於けるガイダンスの役割 打越ヒデ／ ガイダンス小感 内田敬造／ 新しい教育への
一考察 下池実／ 礼法は失われつつないか 小山田春子／ 本県現職教育の概観と展開 中弘
一則／ 一般数学について 新福栄熊／ 新しい農業教育 福永純盛／ 芸術教育について 楠
見貞男／ 学習指導要領使用状況調査について 小山田春子

『鹿児島県教育委員会月報』

創刊号 (1949.6) 月報発刊に際して——教育を県民の手に—— 永野林弘／ 県教育に期待す
るもの メリー・J. キング／ 創刊を祝す 有馬純／ 教育委員会の使命 戸子田等／ 実業教

育の「カジ」となれ 吉永正義／ 教育委員会月報に寄す 村上政雄／ 天皇奉迎の反省 畠中季隆／ 山下校巡校記 二階堂三郎／ 夢多き少年知事の視角／ すみよい故郷への評価——第3回社会教育研究大会開催せらる——／ 学習を生かすもの 坂元忠／ 修学旅行手引き 中村信夫／ 報知板 学校教育法施行細則の審議／ 勤労青少年の教育機会均等の実現は／ 鹿児島県新生創道同好会に望む／ 九州各県教育費調査

註

- 1) 宮元憲吉氏より聴取り。宮元氏については次のドキュメントがある。「当時、出水郡国民学校の少壮訓導たちが人道主義研究会を組織して戦後の社会問題、とくに教育問題に現実的改革の方法を研究していた。そのリーダー宮元憲吉さん（前鹿児島市議会事務局長）は、1年間の教育理念の変化について『終戦後自分なりに時代を先取りして勉強したつもりだったが、あまりに急角度の変化に困惑した。だいたい頭を飛躍させなければいかん』と、首をひねったそうだ」（<かごしまの戦後>30年の証言，南日本新聞 昭和50年6月7日）
- 2) 当時の県下の教育を見てみると、次のような状況であった。「学園再開には、まず焼け跡の整理から始まった。街の大半を爆撃で焼失した加治木町では学童たちが手に手にシャベルやクワ、モッコなどを持って登校した。被災をまぬがれた学校でも戦前同様、食糧増産に励んだ。また中心部を焼かれた阿久根の国民学校は女学校や青年学校など四カ所で間借り授業だった。とくに廃虚と化した鹿児島市では、焼失をまぬがれたのは鉄筋の二中、一高女ぐらいのもので、国民学校から高専に至るまで軒並みを校舎不足をかこつ。完全に焼け出された山下、鹿児島、荒田、松原の四国民学校は一時廃校となった」。「当時の教員の生活はみじめであった。魚三斤一喜島校長の月給だった。『着任二日目の休みにはじめてソテツ切り。学校から帰ると、休む間もなくクワをかついで畑へ。休日には親もとへ食料もらい、山にたきぎ海に魚取り、それでも食べていけないありさま。“半日出勤に”“週五日制に”この叫びがわき起ったものだった。』栄養不足と過労のため通勤の山路で倒れ不帰の人となった校長、栄養失調で鳥目になり一生を台なしにした青年教師もあったという」（<かごしまの戦後>30年の証言，南日本新聞 昭和50年6月5日）
- 3) 『鹿児島県教育史』下巻，377頁
- 4) 蛇足であるが、戦前の諸資料が戦災などで散逸したのはやむをえないことであるが、戦後初期の資料さえその傾向にあり残念である。資料の収集・保存・整理並びに公開という仕事は個人の善意や努力に待つものではなく、本来公的機関がその責任上おこなうべきことである。
- 5) 『近代日本教育制度史料』第18巻 495～496頁
- 6) 同 前 499頁
- 7) 仲新『日本現代教育史』28頁
- 8) 山下静雄氏より聴取り。山下氏によれば、「次々と出てくる新教育に関することばを解説し、それにもとづいて指導をすることは師範学新関係者といえどもだれにでもできる仕事ではないのでずいぶん忙しい思いをしました。認定講習の頃には IFEL の受講者らとグループを組んで県下を歩きました」。
- 9) 文部省調査普及局『米国教育使節団報告書』35～36頁
- 10) 1. 各学校内の教師の集会 あらゆる学校がその教師達の集会を開いて、その席上、問題や実際に行はれていること等を、校長に支配されずに自由に講議する必要がある。
2. 普通の学校で教育顧問の指導下に行ふ、民主主義的起原を有する教育の実際活動。
何処でも実行しうるところで、新しい実際活動を始めるために、学校の教師や校長を助けるだけの資格ある経験に富んだ教育者は、普通の学校を選んでそこの職員や、親達や、生徒達と協力しつつ、その学校に適当な新しい方法を発展させる援助をなすべきである。現実の学校においてこうしたことを実際に教示することは、教師たちが計画に参加することや、認容されるだろうと思われる種々様々な実際活

動を示すことによって、必ずや他の学校を益することとなるであろう。

3. 実地教示者の移動単位または巡回集団。民主主義的な方法に熟達した、選抜された教師達が、地方の教師達を激励しつつ、彼等の疑問に解答をうる助けをなしつつ、自治体から自治体へとチームを作り隊を作って移動しうるのである。かかる集団は日本の様々な地域からの、また大きさを異にする自治体からの教師達で構成されるべきである。これらのチームを増加する何等から計画は、臨時二カ年の期間内にすべての学校に及ぼされるやうに手配されなくてはならぬ。チームに映画及びその他の補助物を供給されるであろう。

4. 都道府県師範学校と関連する実験学校（付属小学校のこと）の用途。各師範学校と関連する実験学校は新しい有用な実際活動の模範を示すために急速に再修正されなくてはならぬ。これらの学校から教師達を転任させて、その代りにもっと新しい方法を用いる能力の証明済みの教師達を置くことが必要であるかも知れない。（同前 36頁～37頁）

- 11) 同 前 31頁
- 12) 『近代日本教育制度史料』第25巻 118頁
- 13) 同 前 121頁
- 14) 海後宗臣編『教員養成』302頁
- 15) 当時の県下の状況を知る資料は現在のところ見当らない。『学習指導要領』（1947年版）の研究状況を大分県速見郡の事例で見ると、

A 学校単位の研究方法			B 個人単位の研究方法		
種	類	校数	種	類	校数
1.	論談会法によるもの	20	1.	既刊の学習指導要領を全部誌了したもの	176
2.	研究協議会式によるもの	23	2.	学習指導要領の実際と平行して研究しているもの	311
3.	研究発表会式によるもの	9	3.	必要に応じて研究しているもの	119
4.	講習会式によるもの	7	4.	指導者を求めて研究しているもの	5
5.	討議法式によるもの	11	5.	研究クラブ式のもの組織して研究しているもの	11
6.	他校と連絡してやっているもの	9	6.	その他の方法によるもの	
7.	講師を招いてやっているもの	1	(イ)	表解式記録をしているもの	4
8.	研究授業を中心としてやっているもの	22	(ロ)	月刊雑誌等の図書によるもの	11

『大分県教育百年史』第4巻 458頁

調査時点は1948年2月であるから、『学習指導要領』が刊行されてから約1年後である。1地域の調査資料にすぎないが、この時期において上表の通りであるから、それ以前の時期に学校単位の研究協議会の設置がスムーズにすすんだとは考えられない。しかし、新教育の理念や方法を学びとろうとする意欲を感じとることはできる。註8)の山下氏らが県下をまわったのはこの頃からであろう。

- 16) 『鹿児島県教育史』下巻 389頁
- 17) 同前。「昭和21年より23年度までは、早く、しかも全部に新教育を理解させるため、講習会や研究会は講演式を多く採用していた。この場合、もっとも能率的であったと思う。しかしいろいろ役に立たない講習であったという声を聞いている。出来れば少人数で十分意欲をもたせ得る方式を採用したい」（鹿児島県教育委員会『本県教育の総反省と今後の方策』222頁）との反省も出ている。
- 18) 大分県の事例をみるとその実態が推測されよう。大分県では、1949年10月から11月にかけて「昭和24年度（第1次）助教諭講習会」が県下4会場で実施された。それは「助教諭並に初心者に対して、新教育の原理、学習指導法、評価及びガイダンス等の諸問題について極く平易に指導講習し、更に実地授業、ワークショップ等によって、県下相当数を占める助教諭、初心者教員の教養を深め指導力を高める」こ

とを目的に、第1期として約800名の受講者を予定している。日程は、午前中大分大学学芸学部教官、指導主事による新教育に関する講話、昼食とレクレーションをはさんで、午後は授業研究、ワークショップ（各教科別教材共同研究）、研究協議が行われ、ここでも講義—研究討議の学習スタイルがとられている。（『大分県教育百年史』第4巻463頁～464頁）

- 19) 『近代日本教育制度史料』第25巻 167頁
- 20) 文部省『教育指導者講習小史』1頁
- 21) 海後宗臣編『教員養成』307頁。これらの資料は全国各地に散在しているようであるが、まとめて整理、保存されているところを筆者は知らない。これらの『研究集録』『研究報告書』は騰写刷りであった。しかも「この書物は本来研究会の指導者の校閲を得て、十分な訂正をなしたのちに印刷されるべきであったが、講習を終るまでに印刷をして参加者がそれを持ちかえることができるようにするため印刷を急ぎ、十分な訂正を加えることができなかったのではほとんど生な資料書といわなければならない」（『小学校教育課程及び教授法報告書』1頁）事情から、資料としての価値が低くみられた恐れがある。しかし、教育関係図書が少なかったため、参加者のワークショップによって作成された同書のシリーズは当時の教育理論や実践のポイントを知るうえで貴重な資料といえよう。
- 22) 新しい学習の方法を身をもって学んだという印象はIEFL参加者に共通する体験であった。午前中の講義の内容、質疑討論をまとめて午後のワークショップの研究課題とする。研究課題にそくしてグループ、個人研究をすすめてまとめを作成し、さらに指導者の校閲をうける、というふうに多忙な毎日であった。「運営様式は委員会協議制をとり、討議法を重んじ、自学自習と協同研究を按配したもので、米人講師が身をもって示したアメリカ国の民主的な指導者のあり方も他山の石となった。この様式はその後昭和26年度までに主体を大学に移す方向をとりつつ継続され、昭和27年度には米人講師を加えないで行われた」（『学制80年史』p.579）。下池実氏のノートには、級長、記録、図書、娯楽、資料の係があり、IFEL新聞の発行のことまで話題になっている。
- 23) 『近代日本教育制度史料』第25巻 169頁
- 24) 鹿児島県における第1回参加者名は以下の通りである。教育長講習 県教育長・長野林弘、市教育長・池松良雄、佐藤益夫、指導主事講習 男子付属小・内田敬造、志布志小・新弘、鹿屋夜川小・石田秀雄、県教委主事・打越ヒデ、鹿屋高校・江口正治、付属中・土器屋忠二、西桜島中・上川秀一
- 25) 『学制80年史』579頁、なお、『教育指導者講習小史』は9374名と記している。
- 26) 『教員養成』307頁
- 27) 『第5回教育指導者講習研究集録』1頁
- 28) 休日には、見学、小旅行のスケジュールが組まれている。下池氏のノートには、10月25日宮城拝観1時40分集合、2時拝観（教育のことは今云ったように大事であるから、日本再建のために努力されるよう希望します）と書かれている。そのほか、桜田小、お茶の水女子大付属小、東京学芸大付属小、アメリカンスクールなども参観。なお、週五日制は当時の教育界の1つの問題であり、後述する『現職教育』誌上にもその主張が見られる。
- 29) 新しい教育専門職としての指導主事は当初次のような存在として考えられた。「人々のなかには『視学』という名称が、『指導主事』に変わっただけだと考えている人もありますが、それは勿論誤りです。元来視学というのは、教育行政上の色々な権限を未分化のまま一身に掌握していたのでありますが、最近時代の変遷に伴い、その機能が分化して、管理方面、人事方面、指導方面、調査方面等を、それぞれ別の人が分担するようになったのです。（中略）指導主事は人事とか給与とかいうことを全く離れて、純粹に教育的立場で、教育内容の向上その他について教職員の皆様にご指導と助言の任を果すことになっているのであります。又単にその機能が変ったばかりでなく、旧来の視学が、官僚機構の中で超絶的に任命されていたのと大いに異り、指導主事は民主的に構成された教育委員会が、教育長の推薦に基づいて任命するのであります。従って国民全体の奉仕者として、教育について公僕として働く責任を負わされているのであります。指導主事は決して教職員の使用者でも監督者でも無く、むしろ教職員の為の忠実な相談相

手であります。（『指導課便り』『指導課月報』創刊号）

「民主的主事は教師の友として親しまれる。全体的な穏健な考え方を有ち、他人の言論を尊重する。教師達は指導主事の助力を求めて自ら会合を計画する。教師と協同して新しいカリキュラムの構成にあたる。教師の教室内の権利を尊重する。教師自身の能力に対する自信を発達させる。つねに団体の福祉——人類友愛——を念頭に置く。そして教育に対する最高の熱愛者である」（土器屋忠二「指導主事小論」『指導課月報』第2号）このように、制度も位置を教育現場ではなじみのうすい存在であった指導主事は、それゆえに教育現場に入って理論や実践の核となるべく活動したのである。

- 30) 基礎講義などでは3人のほかに、Lewis, G. (幼児教育), Ballou, R. B. (教育原理), Morehart, G. (教育社会学), Crow, L. D. (教育心理学), Nash, N. (学校管理), Woods, E. (ガイダンス), Newfeld, W. (健康教育), Ambrose, E. (算数教育), 武田虎之助 (研究法・文部省), 有光成徳 (視聴覚教育・文部省), 長坂端午 (社会科教育, 信濃教育会), など。
- 31) 鹿児島県におけるカリキュラム改革に関する実態は次の通りである。

＜小 学 校 教 育 課 程 の 類 型＞

	文部省の学習指導要領に準拠して	昭和23年度	24年度	25年度	26年度
教科カリキュラム	教科を中心にして	459	381	285	275
相関カリキュラム	教科内容に縦横の統一を考え、相関的に取扱っていく	41	107	198	202
広領域カリキュラム	更に広く統合的に取扱っていく	2	8	16	17
経験カリキュラム	児童の生活を中心として統合的に取扱っていく	8	14	11	10

「調査の結果によって、1. 教科カリキュラムは23年度より、年々減少している。2. 相関カリキュラムは、26年度になると23年度より161校増加している。3. どのカリキュラムにしても、25年度までは、変化が著しい。26年度は、25年度とほとんど変わらないといってよい程、変化が少ない。4. 調査の集計中に現れた事として、23年度に8校経験カリキュラムを実施しているが、26年度まで一貫している学校は1校しか無く、他は相関カリキュラムまで後退している。5. 26年度経験カリキュラムを実施している学校は、23年度に教科か相関の立場をとり、段階的に進んでいる。」

＜中 学 校 教 育 課 程 の 類 型＞

	文部省の学習指導要領に準拠して	昭和23年度	24年度	25年度	26年度
教科カリキュラム	教科を中心にしていく	214	179	131	115
相関カリキュラム	教科内容に縦横の統一を考え、相関的に取扱っていく	15	50	97	109
広領域カリキュラム	更に広く統合的に取扱っていく	0	0	1	4
経験カリキュラム	生徒の生活を中心として統合的に取扱っていく	1	1	1	2

「調査の結果によると、1. 教科カリキュラムは年々減少し、相関カリキュラムは年々増加している。2. 26年度においては、教科カリキュラムより、相関カリキュラムの方が多い。3. (省略) 4. 広領域、経験カリキュラムは、ほとんどない。これは教科担任制であり、教科がだんだん分科していく結果であるといえよう。」（『本県教育の総反省と今後の方策』241頁～215頁）東大カリキュラム研究会の調査によれば、1949年度のカリキュラム類型は、コア・カリキュラム 20校 生活カリキュラム 14校 社会科カリキュラム 12校 文部省案 7校（東大カリキュラム研究会『日本カリキュラムの検討』119頁）。

- 同調査は、カリキュラム改造のすすんでいる学校を主な対象にしているので単純な比較はできないが、県下の状況は改造のピークが1～2年ずれていることを示している。
- 32) 同誌は月報となっているが、毎月発行ではない。なお、鹿児島県立図書館は第5号より第20号まで所蔵。創刊号より第4号までは、本誌の編集担当者元県教委指導主事・宮元憲吉氏が大切に保存。なお、当時の教育界には、『鹿児島教育』（県教育会発行）、『鹿教組情報』（県教職員組合発行）があった。また、本誌は約1000部印刷され、県下図書館、教育委員会、学校に配布された。
 - 33) 同誌は、鹿児島県立図書館に第2号～第9号まで所蔵。創刊号は前記宮元憲吉氏所蔵。
 - 34) 教育委員会（旧法）は「第44年 都道府県教育委員会の事務局には、教育委員会規則の定めるところにより、必要な部課（会計及び土木建築に関する部課を除く）を置く。但し、教育の調査及び統計に部課並びに教育指導に関する部課は、これを置かなければならない」と規定している。
 - 35) 『本県教育の総反省と今後の方策』216頁
 - 36) 指導主事の下池実、内田敬造両氏は、奈良女高師付小『たしかな教育の方法』をもとに県下の湯田小、東市来小で公開研究会を指導した。しかもそれが実際の県内の社会科教育研究の始まりとなった。
 - 37) 註31)で見たように各学校でなんらかのカリキュラム改革が取りくまれているが、昭和26年10月の調査によれば、「文部省の学習指導要領に従って実施している 244校 文部省の学習指導要領に準拠し、学校独自の教育課程を作っている 266校」（『本県教育の総反省と今後の方策』213頁）となっているが、「新教育の原理に徹することなく、無反省に外形をまねようとした例もある」という反省も出ている。なお、各学校の実態は明らかに出来ていないが、『月報』掲載の「学校訪問記」にその一部をうかがうことができる。

(1977年10月20日 受理)